

第5次湖西市男女共同参画推進計画

〈素案〉

令和8年3月

湖西市

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の位置付け.....	2
第2章 現状と課題	3
1. 湖西市を取り巻く環境	3
2. 市民意識調査	6
3. 第4次計画の評価.....	15
4. 国・県の動向	16
第3章 計画の基本的な考え方	17
1. 基本理念	17
2. 施策の柱と基本目標	18
3. 施策の体系図	20
4. 推進施策	22
第4章 計画の推進	37
1. 計画を推進する体制の整備	37
2. 計画の進捗状況の点検及び情報公開	37
第5章 参考資料	39
1. 関連法令・計画.....	39
2. 男女共同参画に関する用語の解説.....	42
3. 計画策定の経緯.....	45
4. 委員名簿	45

第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

湖西市では、平成13年3月に「輝く未来を…女と男プランこさい」（第1次計画）を策定し、平成23年3月には「女と男プランこさい（改訂版）」（第2次計画）、平成28年3月には「第3次湖西市男女共同参画推進計画」、令和3年3月には、「第4次湖西市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて施策を積極的に展開してきました。

現行の第4次推進計画の計画期間が令和7年度末で終了することを踏まえ、社会情勢の変化や市を取り巻く環境に対応するために、「第5次湖西市男女共同参画推進計画」を策定します。

2. 計画の期間

令和8年度から令和15年度の8年間を計画期間とします。

なお、計画期間の中間となる令和11年度に中間見直しを行います。

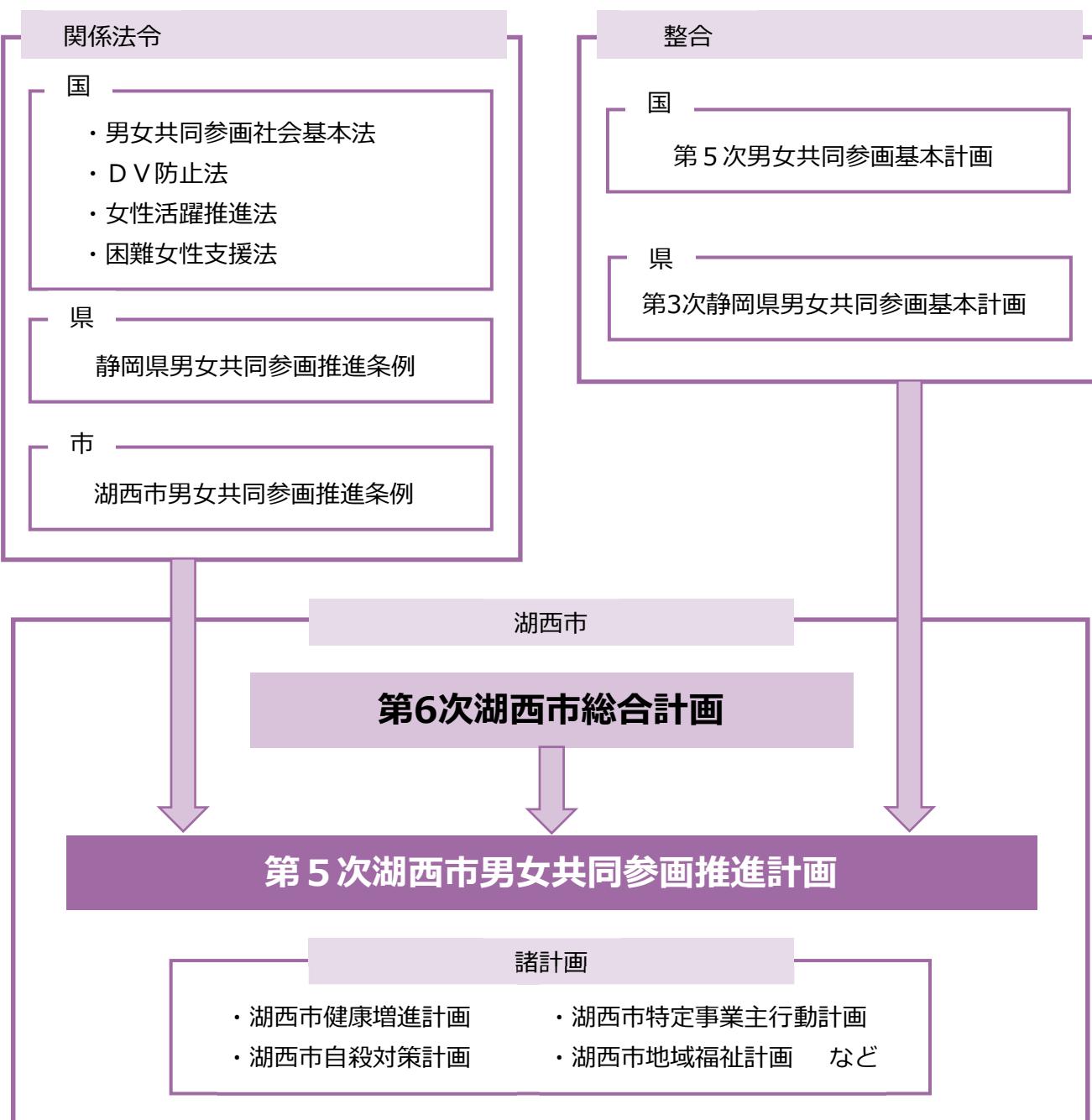
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
第4次 計画		➡									
第5次 計画	基本 構想	見直し・ 計画策定	→								
	実施 計画	前期計画	→								
次期 計画										見直し・ 計画策定	➡

3. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項、「湖西市男女共同参画推進条例」第12条に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

また、本計画は以下の計画を包含しています。

- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条の第3項に基づく「市町村基本計画」



第2章 現状と課題

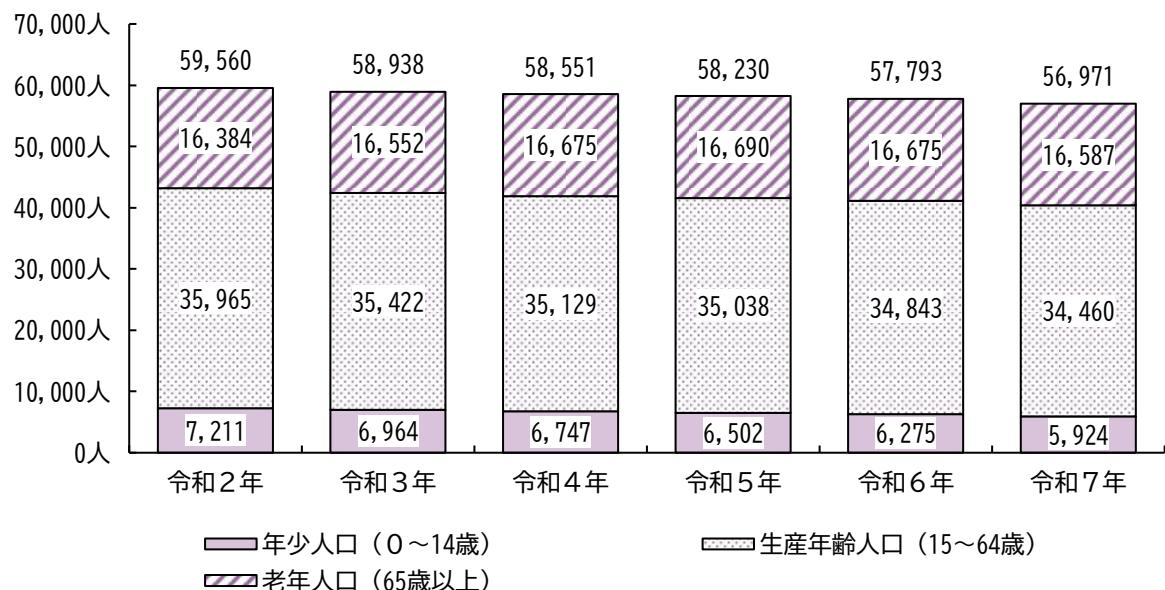
第2章 現状と課題

1. 湖西市を取り巻く環境

(1) 人口の状況

本市の総人口は、令和7年の住民基本台帳では56,971人となっています。年少人口、生産年齢人口の減少に加え、老人人口も令和5年をピークに減少に転じ、総人口は減少傾向となっています。

◆総人口及び年齢3区分別人口の推移◆



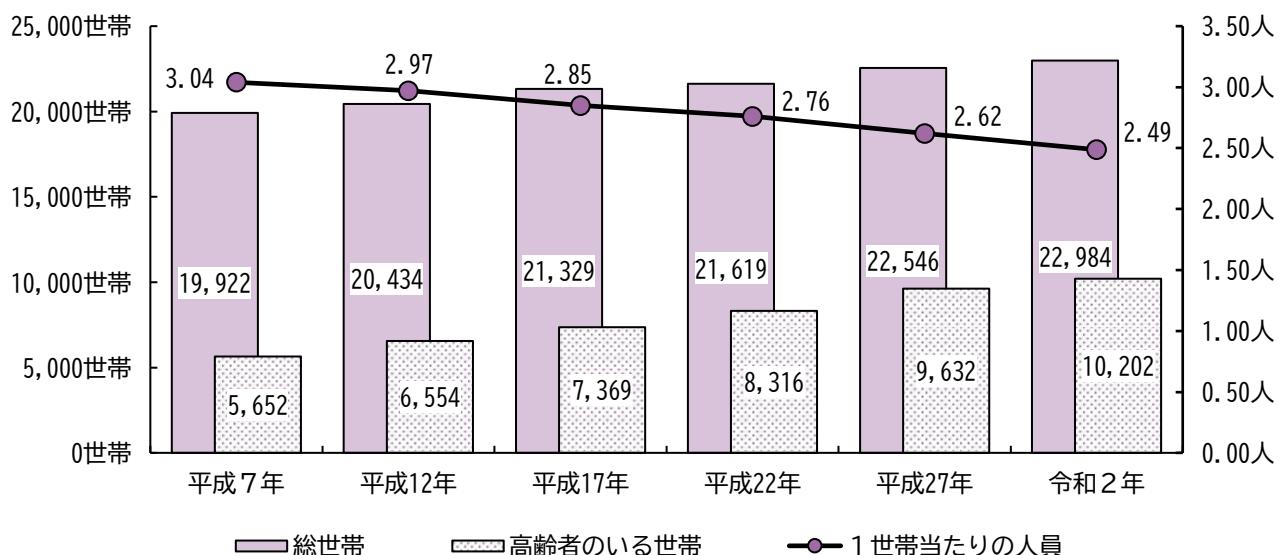
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯の状況

総世帯数は、令和2年度に行われた国勢調査では22,984世帯となっており、増加傾向にあります。特に高齢者のある世帯の増加が大きく、令和2年では総世帯の44.4%を占めています。

1世帯当たり人員は減少傾向にあり、今後も多世代世帯の減少や高齢者単身世帯の増加による人員の減少が予想されます。

◆総世帯及び高齢者のある世帯、1世帯当たり人員の推移◆

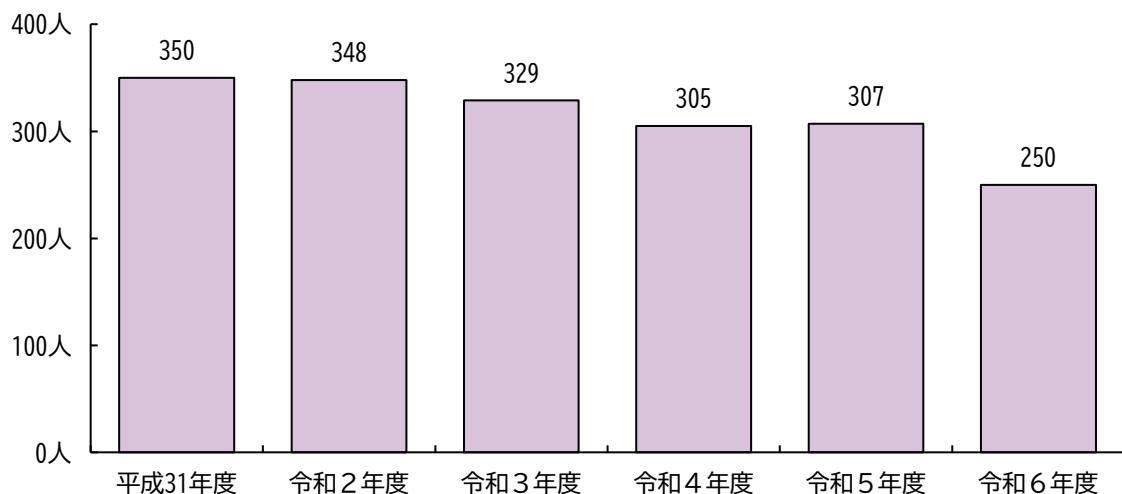


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

出生者数は、令和6年度で250人となっており、減少傾向にあります。

◆出生者の推移◆



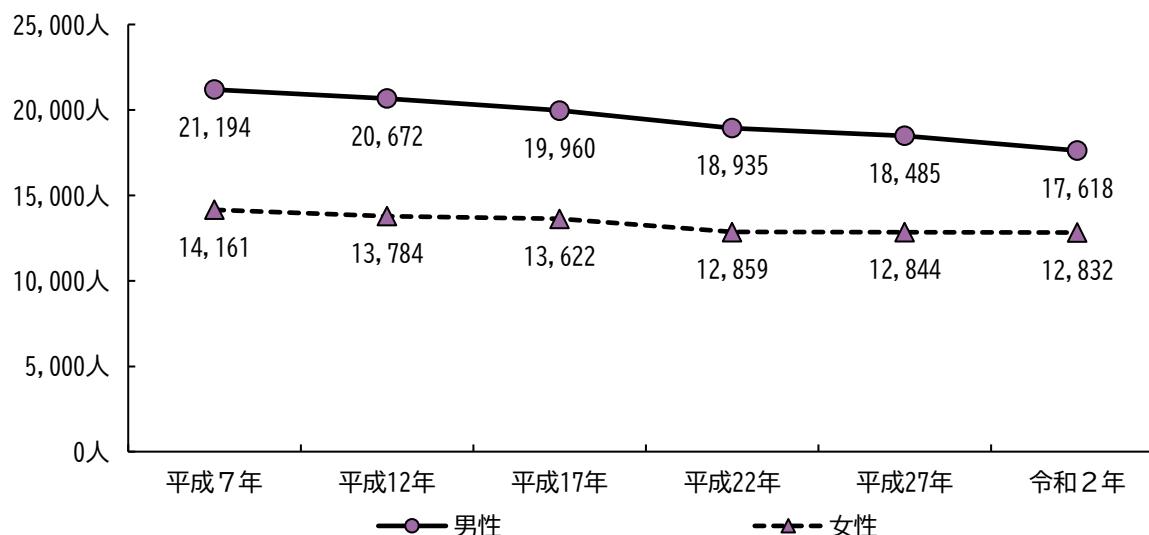
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(4) 就業の状況

就業者は、令和2年では男性が17,618人、女性が12,832人となっており、男女共に減少傾向にあります。

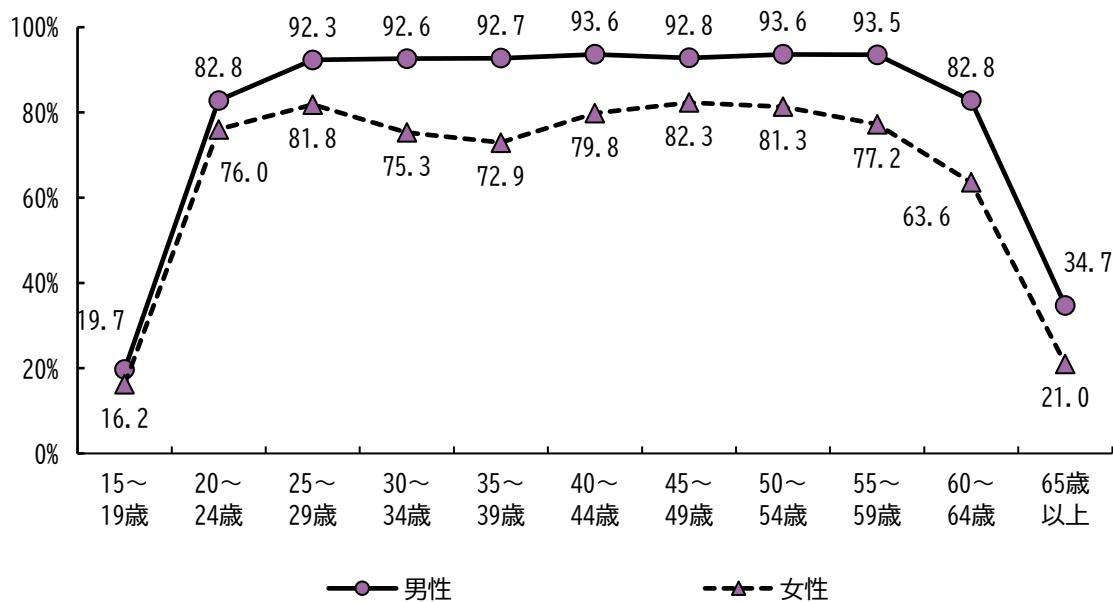
年齢階層別労働力率は、女性においては、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上層するM字カーブを描いています。

◆就業者の推移◆



資料：国勢調査

◆年齢階層別労働力率◆



資料：国勢調査（令和2年）

2. 市民意識調査

男女平等や男女共同参画社会の実現及び多文化共生に関する市民の考え方や意見を聞くため、アンケート調査を実施しました。

<市民意識調査>

■ 調査設計

調査対象	湖西市在住の18歳以上の男女
調査方法	郵送配布、郵送またはWEB回収
抽出方法	層化無作為抽出
調査期間	令和6年11月5日（火）～令和6年11月25日（月）
調査機関	株式会社サーベイリサーチセンター静岡事務所

■ 回収結果

発送数	回収方法	回収数	有効回収数	有効回収率
2,000件	郵送	602件	602件	30.1%
	WEB	204件	204件	10.2%
	合計	806件	806件	40.3%

<事業所調査>

■ 調査設計

調査対象	湖西市内の事業所
調査方法	郵送配布、郵送またはWEB回収
抽出方法	無作為抽出
調査期間	令和6年11月5日（火）～令和6年11月25日（月）
調査機関	株式会社サーベイリサーチセンター静岡事務所

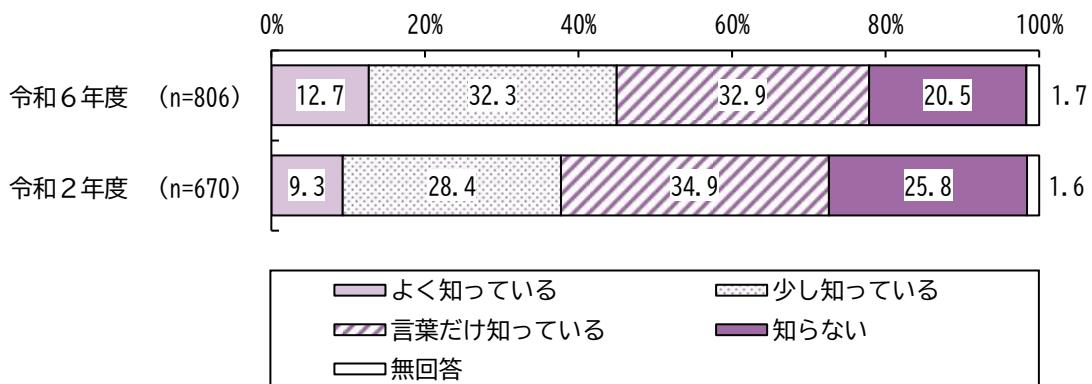
■ 回収結果

発送数	回収方法	回収数	有効回収数	有効回収率
500件	郵送	105件（無効票1件）	104件	20.8%
	WEB	67件	67件	13.4%
	合計	172件	171件	34.2%

※無効票とは、回収されたが無記入あるいは記入が少ない調査票のことです。

(1) 男女共同参画の認知

問11 次の言葉・考え方についてどのくらい知っていますか。(それぞれ1つを選択)



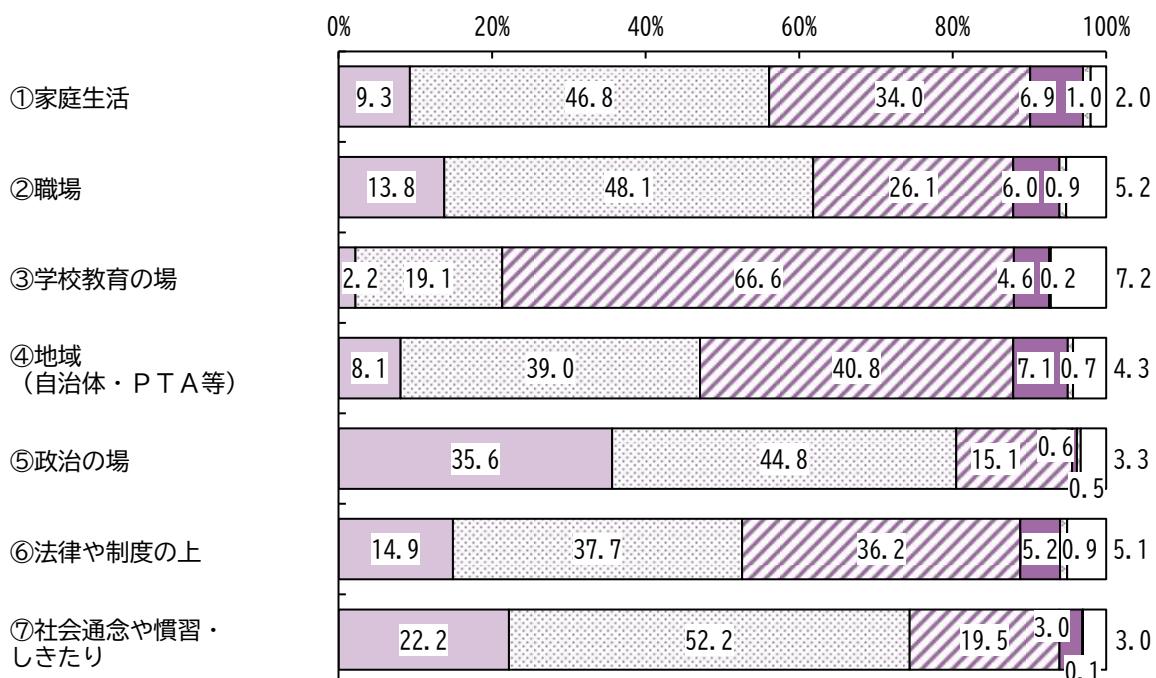
男女共同参画では、「よく知っている」が12.7%、「少し知っている」が32.3%、「言葉だけ知っている」が32.9%、「知らない」が20.5%となっています。

令和2年度結果と比較すると、「よく知っている」、「少し知っている」、「言葉だけ知っている」を合わせた「知っている」が5.3ポイント増加しています。

(2) 平等感

問13 あなたは、次のことがらについて、男女の地位は平等になっていると思いますか。

(それぞれ1つを選択)

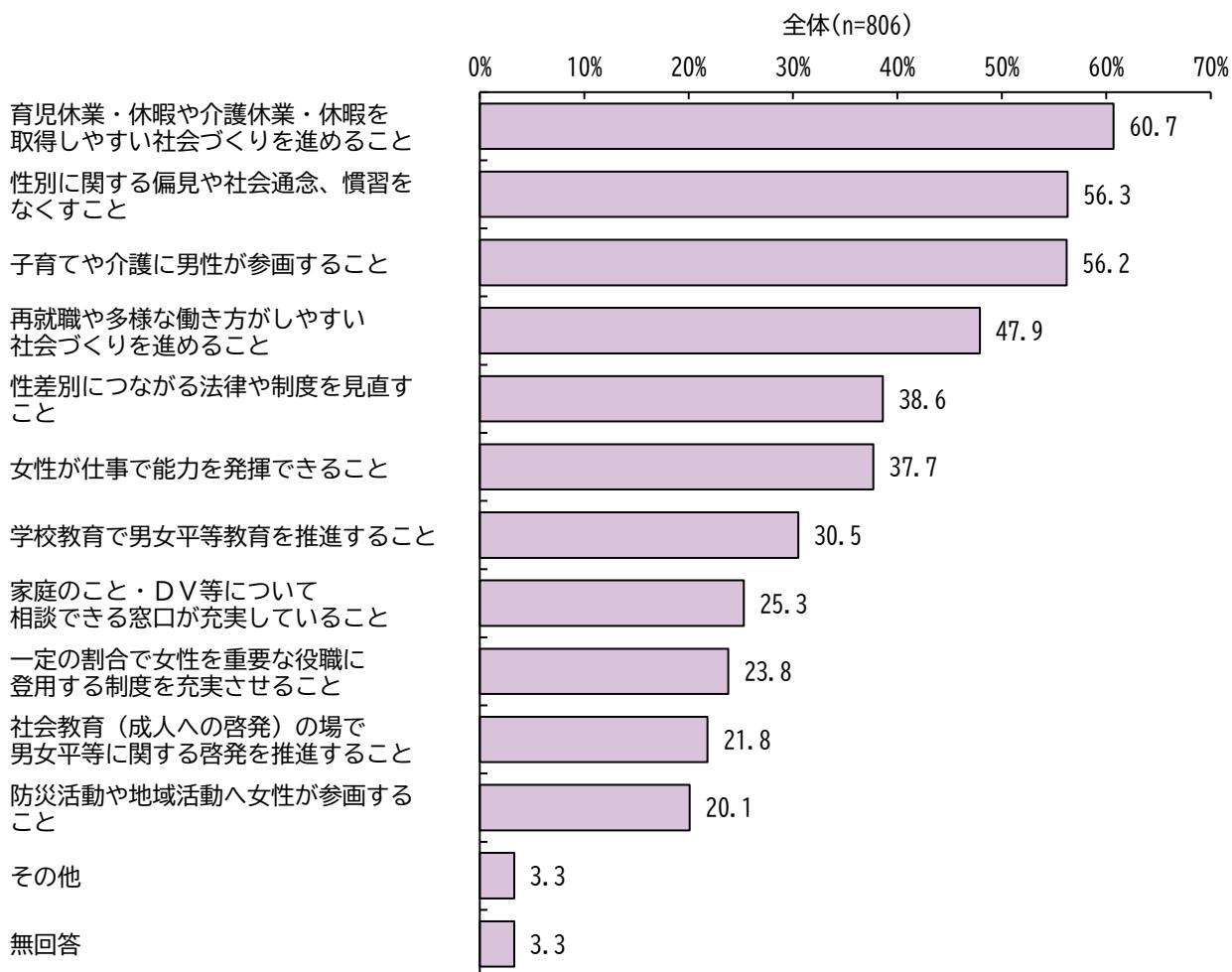


- 男性が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性が優遇されている
- ▨ 平等
- どちらかといえば女性が優遇されている
- 女性が非常に優遇されている
- 無回答

「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた「優遇されている」は“⑤政治の場”で80.4%と最も多くなっている一方で、「女性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合わせた「女性が優遇されている」は“①家庭生活”で7.9%と最も多くなっています。また、「平等」は“③学校教育の場”で66.6%と最も多くなっています。

(3) 男女平等を達成するために重要なこと

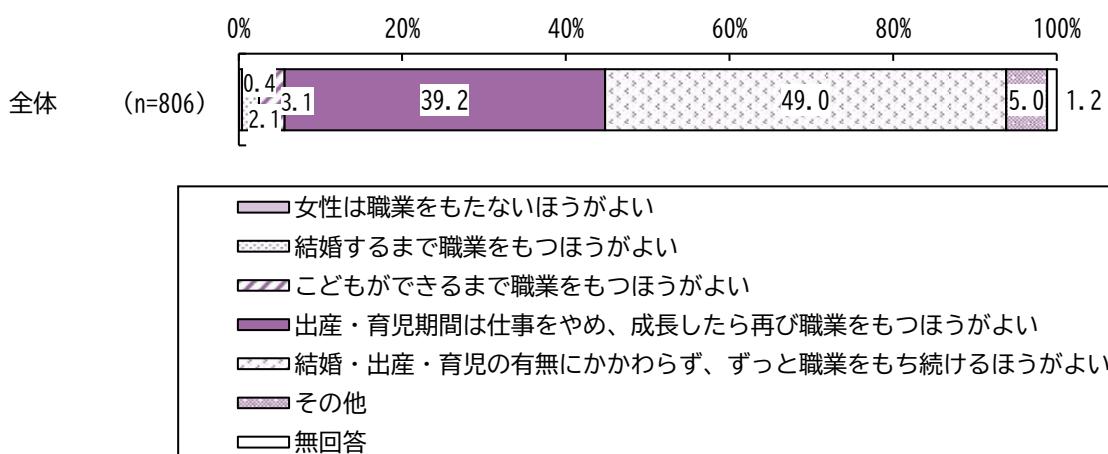
問14 男女の平等を達成するために、重要なことは何だと思いますか。(複数選択可)



男女平等を達成するために重要なことでは、「育児休業・休暇や介護休業・休暇を取得しやすい社会づくりを進めること」が60.7%と最も多く、次いで「性別に関する偏見や社会通念、慣習をなくすこと」が56.3%、「子育てや介護に男性が参画すること」が56.2%などとなっています。

(4) 「女性と職業」についての考え方

問17 あなたは、「女性と職業」についてどのようにお考えですか。(1つを選択)

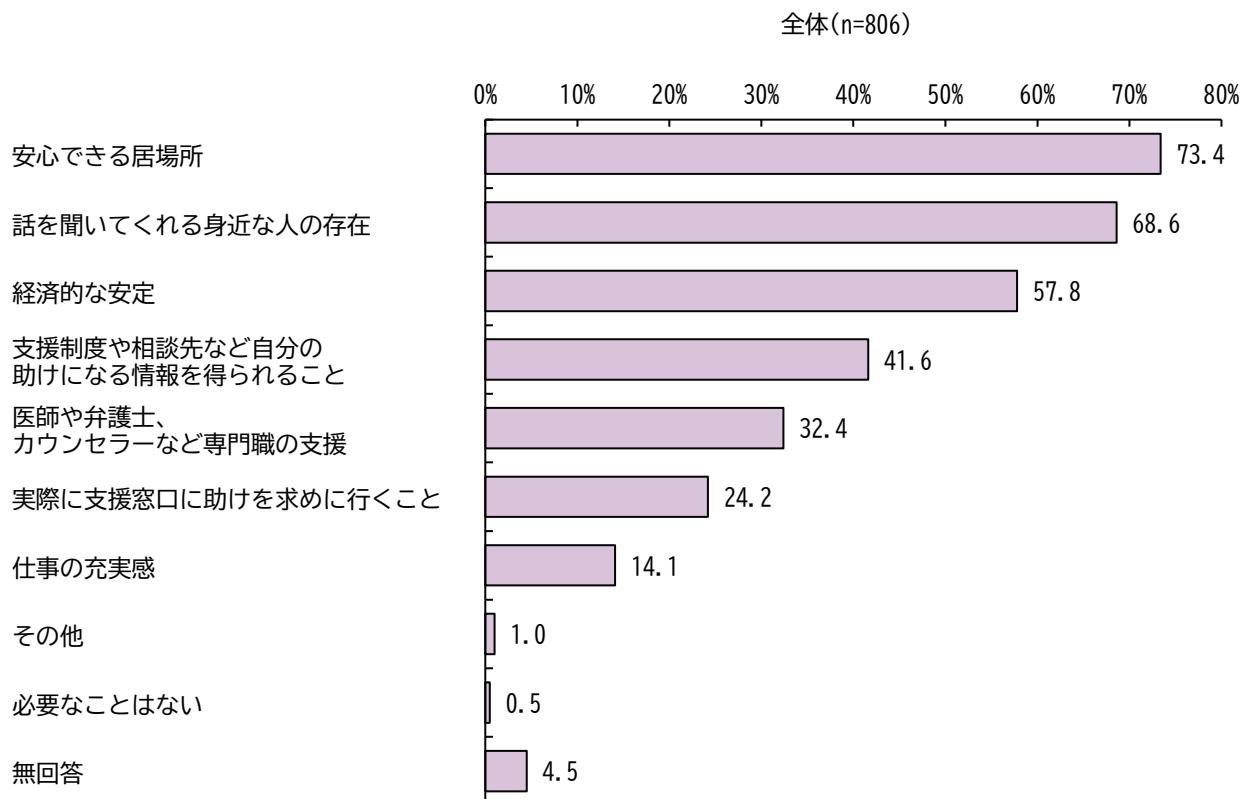


「女性と職業」についての考え方では、「結婚・出産・育児の有無にかかわらず、ずっと職業をもち続けるほうがよい」が49.0%と最も多く、次いで「出産・育児期間は仕事をやめ、成長したら再び職業をもつほうがよい」が39.2%、「こどもができるまで職業をもつほうがよい」が3.1%などとなっています。

(5) 女性が困難な状況から回復するために重要なこと

問29 女性が困難な状況から回復するには、どのようなことが重要だと思いますか。

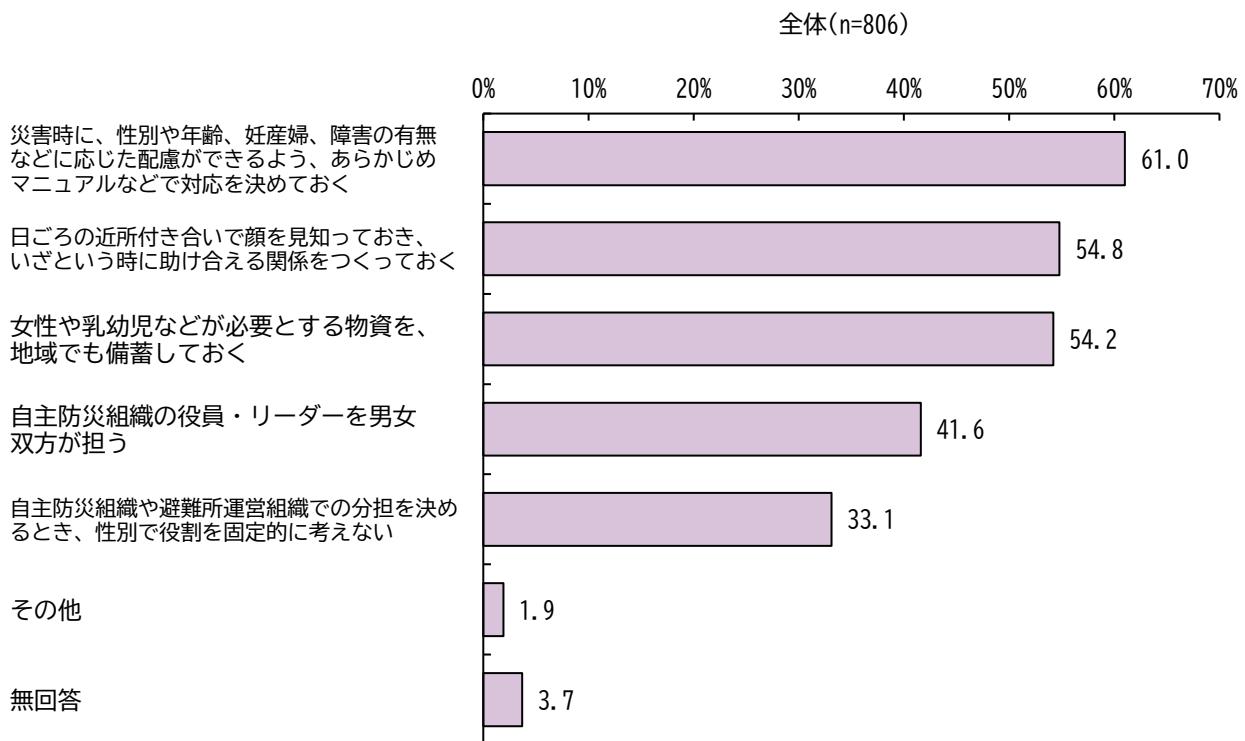
(複数選択可)



女性が困難な状況から回復するために重要なことでは、「安心できる居場所」が73.4%と最も多く、次いで「話を聞いてくれる身近な人の存在」が68.6%、「経済的な安定」が57.8%などとなっています。

(6) 男女共同参画の視点で災害に強い地域をつくるために重要なこと

問33 東日本大震災や能登半島地震などの教訓から、防災に対して男女共同参画の視点が必要だと指摘されています。災害に強い地域をつくるためには、どのようなことが重要だと思いますか。(複数選択可)



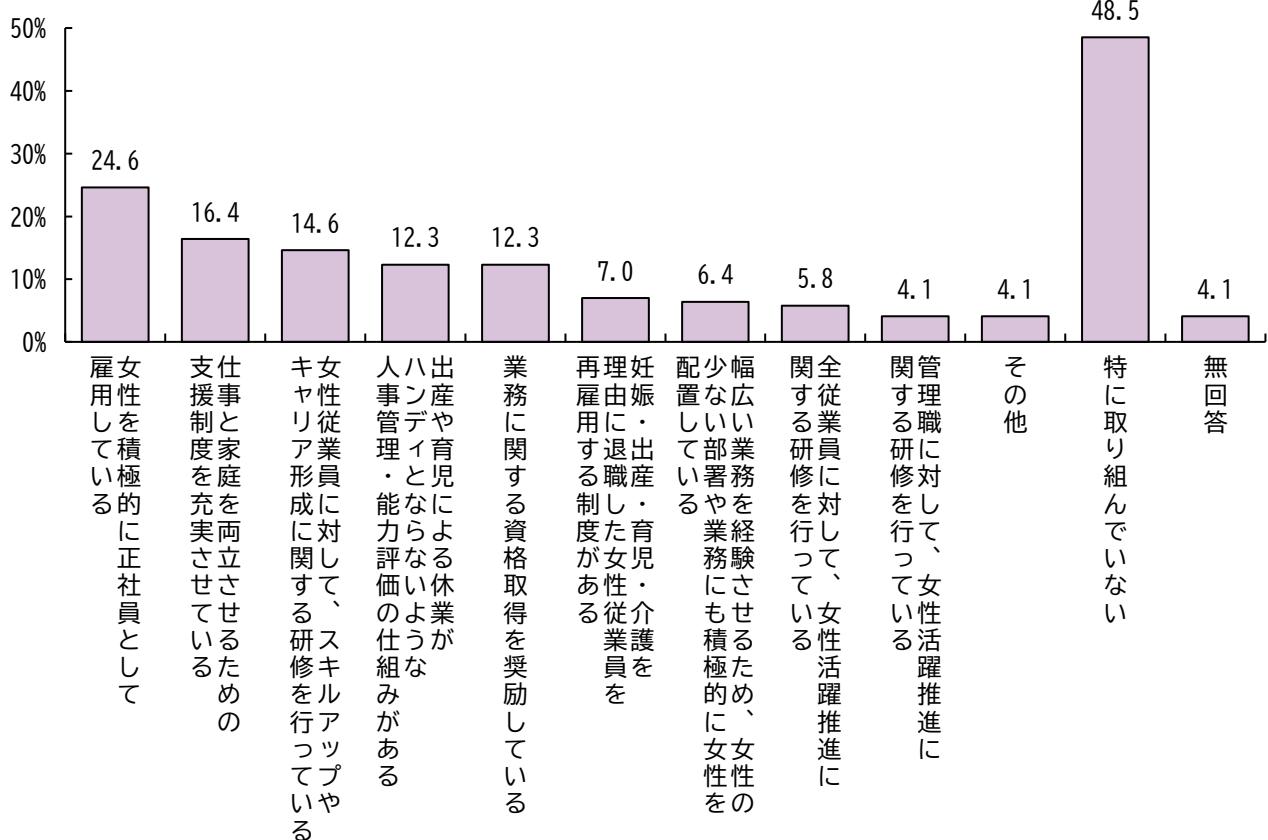
男女共同参画の視点で災害に強い地域をつくるために重要なことでは、「災害時に、性別や年齢、妊産婦、障害の有無などに応じた配慮ができるよう、あらかじめマニュアルなどで対応を決めておく」が61.0%と最も多く、次いで「日ごろの近所付き合いで顔を見知っておき、いざという時に助け合える関係をつくっておく」が54.8%、「女性や乳幼児などが必要とする物資を、地域でも備蓄しておく」が54.2%などとなっています。

(7) 女性の活躍を促進するために取り組んでいること

問12 貴事業所では、女性の活躍を促進するために取り組んでいることはありますか。

(複数選択可)

(n=171)

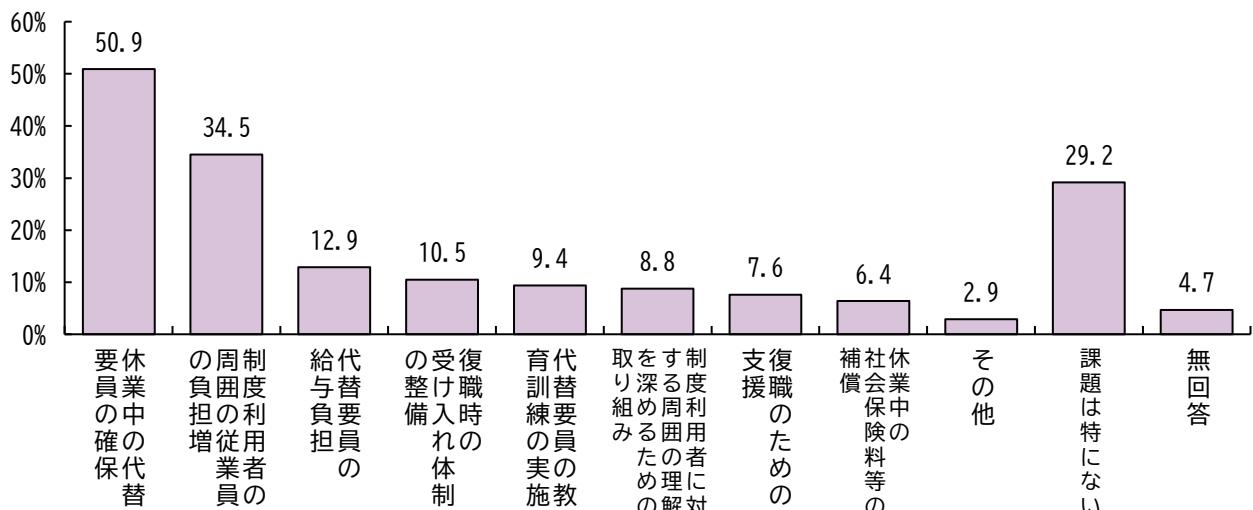


女性の活躍を促進するために取り組んでいることでは、「女性を積極的に正社員として雇用している」が24.6%と最も多く、次いで「仕事と家庭を両立させるための支援制度を充実させている」が16.4%、「女性従業員に対して、スキルアップやキャリア形成に関する研修を行っている」が14.6%などとなっています。また、「特に取り組んでいない」が48.5%となっています。

(8) 育児・介護休業制度の活用を進めていくうえでの課題

問18 貴事業所で、育児・介護休業制度の活用を進めていくうえで、課題となるのはどのようなことですか。(複数選択可)

(n=171)



育児・介護休業制度の活用を進めていくうえでの課題では、「休業中の代替要員の確保」が50.9%と最も多く、次いで「制度利用者の周囲の従業員の負担増」が34.5%、「代替要員の給与負担」が12.9%などとなっています。また、「課題は特にない」が29.2%となっています。

3. 第4次計画の評価

◆第4次計画の達成状況◆

指標	策定時 令和2年度	実績値 令和6年度	目標値 令和7年度
基本目標1 男女の人権の尊重			
「男女共同参画」の言葉・考え方の認知度	72.6%	77.9%	80.0%以上
「性的マイノリティ（またはLGBTQ+）※1」の言葉の認知度	66.5%	84.1%	75.0%以上
基本目標2 男女間のあらゆる暴力の根絶			
ダメスティック・バイオレンスを受けたことがある人の割合	4.8%	9.9%	2.3%以下
セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	6.4%	10.5%	3.2%以下
基本目標3 制度及び慣行への配慮			
「男は仕事、女は家庭」との男女の固定的な役割分担に同感しない人の割合	46.7%	78.5%※2	50.0%以上
基本目標4 男女が対等に参画する機会の確保			
審議会などの女性委員の割合	32.6%	32.1%	40.0%以上
行政に女性の意見が反映されていると思う人の割合	27.6%	24.9%	30.0%以上
自主防災会の役員に女性がいる地区	3／60地区 (令和元年度)	2/61地区	10／60地区 以上
基本目標5 家庭生活と社会生活の両立			
男女共同参画社会づくり宣言事業所数	40事業所 (令和元年度)	42事業所	65事業所以上
家庭生活において男性優遇と感じる人の割合	55.3%	56.1%	40.0%以下
男性が育児休業・介護休業を取得しやすいと答えた割合	育児休業	44.3%	26.7%
	介護休業	34.9%	23.1%
基本目標6 男女の生涯にわたる心身の健康への配慮			
性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方の認知度	9.6%	14.2%	25.0%以上
基本目標7 国際的視点に立った男女共同参画			
男女共同参画に関する在住外国人の相談件数	0件 (令和元年度)	0件	10件以上
男女共同参画に関する国際的な取組事例や情報の提供回数	5回 (令和元年度)	2回	5回以上

※1 令和2年度は「性的マイノリティ（またはLGBT）」で調査

※2 令和6年度は「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」を合わせた数値

4. 国・県の動向

(1) 国の動き

国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けました。

男女共同参画社会基本法に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」、その後、5年ごとに基本計画が閣議決定され、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるように」といった目標を掲げて各種施策を推進しています。

関連法の制定・改正（抜粋）

- ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（令和3年6月一部改正）
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
(令和6年5月改正、令和7年4月1日から段階的施行)
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年6月施行）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月施行）

(2) 県の動き

静岡県では、「誰もが個性を活かし能力を発揮できる社会」を目指し、平成13年7月に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年には「静岡県男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、令和3年2月に「第3次静岡県男女共同参画基本計画」が策定され、「女性活躍の促進」「女性防災リーダーの育成」や「性の多様性への県民理解の促進」といった施策に取り組んでいます。

さらに、令和5年3月から「静岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始し、ジェンダー平等と性の多様性を認め合う環境づくりを推進しています。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

だれもがいきいき輝くまち・こさい

この基本理念は、性別や性自認にかかわらず、あらゆる世代のだれもが互いを認め合い、責任を分かち、支え合いながら、自らの能力を発揮して、いきいきと輝くことができる社会の実現を目指すものです。

2. 施策の柱と基本目標

I ジェンダー平等意識の醸成

(1) あらゆる人の人権の尊重

性別や性自認などにかかわらず、全ての人が尊重されるまちを目指します。

(2) 国際的な視点に立った男女共同参画

海外にルーツを持つ市民も性差なく、豊かな家庭生活・仕事・社会活動を実現できるまちを目指します。

II ジェンダーギャップの解消

(1) 固定的な性別役割分担からの脱却

性別に基づく固定的役割分担意識や偏見をなくし、だれもが自分らしく生きることができるまちを目指します。

(2) あらゆる人が対等に参画する機会の確保

性別や年齢にかかわらず、あらゆる人が社会の全ての場において対等に参画できるまちを目指します。

(3) ジェンダー平等の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現

男女が対等な立場でキャリアを継続し、支え合いながら柔軟な働き方を選択できるまちを目指します。

III 安全・安心なくらしの実現

(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

ジェンダーに基づくDV、性暴力、ハラスメントなどの暴力を根絶し、だれもが不安なく暮らせるまちを目指します。

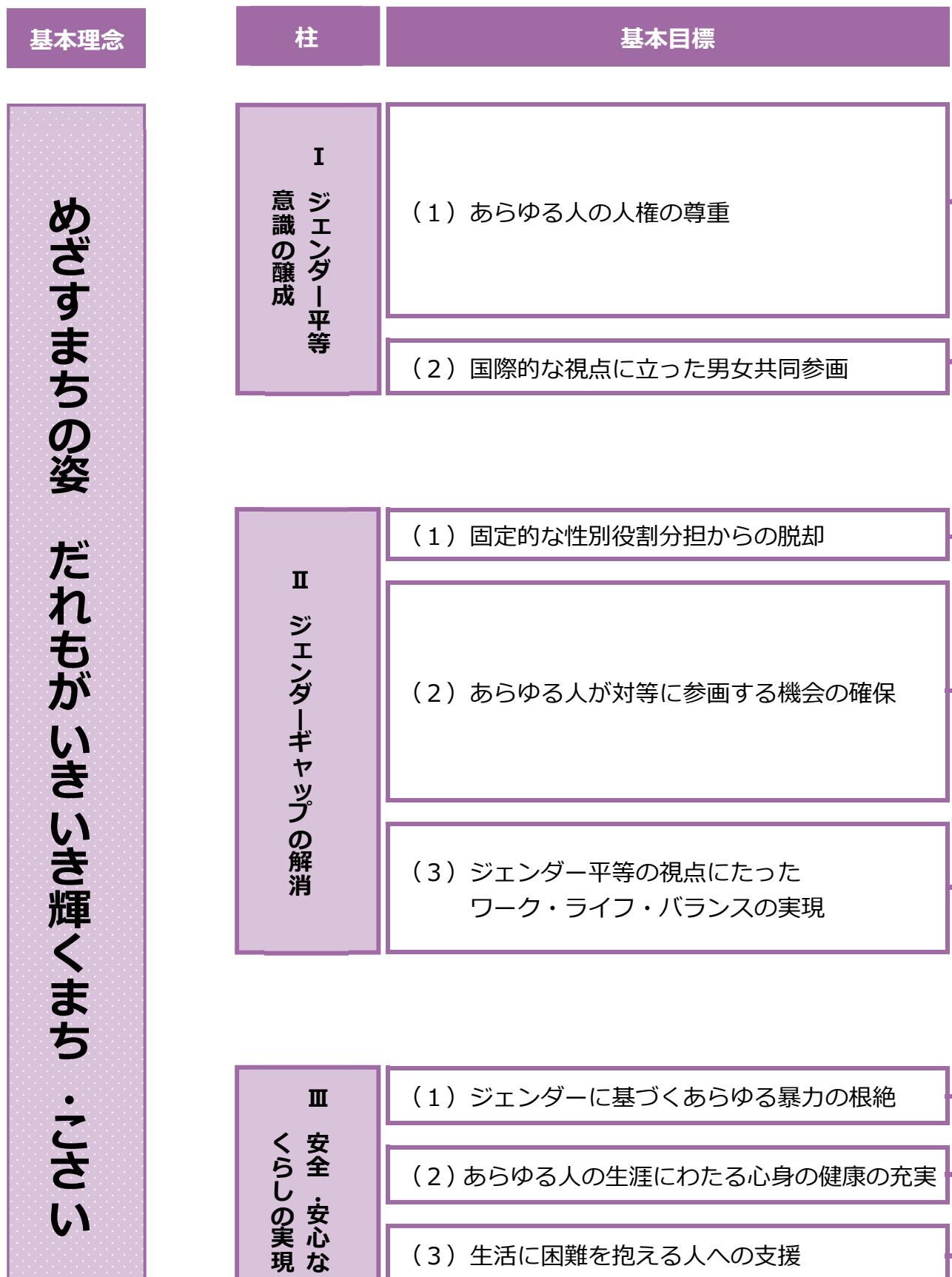
(2) あらゆる人の生涯にわたる心身の健康の充実

性と生殖に関するあらゆる事柄について、正しい知識と自己決定権を持ち、安全で健康な生活を送ることができるまちを目指します。

(3) 生活に困難を抱える人への支援

性別や社会的な状況によって生じる困難を解消し、だれ一人取り残されないまちを目指します。

3. 施策の体系図



施策の方向性

(1) 男女共同参画と人権尊重の意識づくり

(2) 男女共同参画に関する教育や学習の推進

(3) 性の多様性に関する理解・取組の促進

(4) 国際社会の動きに沿った男女共同参画の推進

女性活躍

(5) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

女性活躍

(6) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

女性活躍

(7) 地域における男女共同参画の推進

女性活躍

(8) 女性の視点・多様性への配慮を取り入れた防災体制の実施

女性活躍

(9) 男性の家事・育児・介護への共同参画の促進

女性活躍

(10) 働く場における女性活躍の促進

女性活躍

(11) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

DV防止・困難女性

(12) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく健康支援

困難女性

(13) 生活に困難を抱える人への支援

困難女性

4. 推進施策

柱 I ジェンダー平等意識の醸成

基本目標 1

あらゆる人の人権の尊重

施策の方向性

(1) 男女共同参画と人権尊重の意識づくり

性別にとらわれず個人の人格や個性を尊重し合い、自分らしく生きられる社会を目指して、人権尊重の視点に立った学習機会を提供します。

現状と課題

- 湖西市男女共同参画推進条例において、基本理念の第一に「男女の人権尊重」を位置付け、男女が互いの人権を尊重し合い、男女が個人として能力を発揮する機会を確保するとしています。
- 男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解するとともに、人権尊重を基本とする男女平等意識の形成を促すための教育や学習機会の充実、情報発信を続けていくことが大切です。

成果指標 (KGI)

No	指標	現状 令和6年	目標 令和11年
1	「男女共同参画」の言葉・考え方の認知度*	77.9%	83.5%

* 「よく知っている」「少し知っている」「言葉だけ知っている」の合計値

柱 I ジェンダー平等意識の醸成

基本目標 1

あらゆる人の人権の尊重

施策の方向性

(2) 男女共同参画に関する教育や学習の推進

市民や次世代を担う子どもたちが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく生きられるよう、男女共同参画の視点を取り入れた教育・学習を推進します。

現状と課題

- 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが主体的に多様な生き方を選択できるようになるためには、子どもの頃から様々な場面で男女が共に参画することについて学習し、男女共同参画について理解を深めることが重要です。

成果指標 (KGI)

No	指標	現状 令和6年	目標 令和11年
2	学校生活の場で、男女平等と思う人の割合 (中学生)	-	70.0%

柱 I ジェンダー平等意識の醸成

基本目標 1

あらゆる人の人権の尊重

施策の方向性

(3) 性の多様性に関する理解・取組の促進

性別や性自認に関わらず、あらゆる人がその能力を最大限発揮できる社会づくりに向けた啓発や情報発信を行います。

現状と課題

- 性の在り方を問わず多様性を認め合い、誰もがいきいきと活躍できるまちの実現を目指して、令和4年4月1日から「湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を実施しています。
- 近年、性の多様性への関心が高まりつつあります。市民意識調査では、8.7%の人が周りに性的マイノリティ（LGBTQ+）の人があると回答しています。
- 性的マイノリティであることで偏見や差別から生きづらさを感じ、孤立に陥ってしまう人もいます。

成果指標（KGI）

No	指標	現状 令和6年	目標 令和11年
3	「性的マイノリティ（またはL G B T Q +）」の考え方の認知※	57.4%	78.4%

※「よく知っている」「少し知っている」の合計値

柱 I ジェンダー平等意識の醸成

基本目標 2

国際的な視点に立った男女共同参画

施策の方向性

(4) 国際社会の動きに沿った男女共同参画の推進

外国人市民が地域社会へ参画するよう促すとともに、多言語での情報発信や外国人市民の多様な相談に対応できる体制を整備し、相互理解の促進を図ります。

現状と課題

- 湖西市男女共同参画推進条例において、基本理念の第7に、「男女共同参画の実現は、国際的視野の下で取り組むべき課題であることを認識し、全ての人がその推進について積極的に協力し合うこと」とされています。男女共同参画に関する国際的な指標の情報提供により、本市の状況を再認識できるような対応が求められます。
- 外国籍住民が人口の7.5%を占める本市においては、外国人市民に対し、男女共同参画に関する多言語での情報発信や相談対応が求められています。

成果指標（KGI）

No	指標	現状 令和6年	目標 令和11年
4	男女共同参画に関する多言語版の情報発信回数	2回／年	3回／年

柱II ジェンダーギャップの解消

基本目標1

固定的な性別役割分担からの脱却

施策の方向性

(5) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

個性や能力を発揮する妨げになっている性別に基づく固定的役割分担意識や偏見をなくし、だれもが自分らしく生きることができるよう、自身の性別に基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気付き、意識改革を促すための様々な媒体を活用した情報提供や学習機会を提供します。

現状と課題

- 男女共同参画に関する認識は高まっていると言えますが、家庭や職場等、様々な場所でいまだに固定的な性別役割観念が残っています。市民意識調査における社会通念や慣習・しきたりの平等感において、「どちらかといえば男性が優遇されている」と答える割合が52.2%となっており、社会全体で男性が優遇されているという意識の傾向があることがわかります。

成果指標（KGI）

No	指標	現状 令和6年	目標 令和11年
5	「男は仕事、女は家庭」との男女の固定的な役割分担に同感しない人の割合	49.0%	51.4%

柱II ジェンダーギャップの解消

基本目標2

あらゆる人が対等に参画する機会の確保

施策の方向性

(6) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

市の政策等の立案及び決定に多様な意思を反映させるため、審議会等へ女性や公募委員の参画を促進するとともに、市の管理職への女性登用を推進します。また、事業所等に対しても方針の決定や過程に女性参画を促します。

現状と課題

- 本市における令和6年度の審議会等における女性委員数は231人で、全委員に占める割合は32.1%となっています。目標値である40%は達成できておりません、今後も積極的に女性委員の登用を進めていく必要があります。
- 市民意識調査では、「職場の中」での男女の平等感は「男性優遇」が6割以上、「政治の場」での男女の平等感は「男性優遇」が8割以上となっており、男性主導により物事が進められている場合が多くみられます。
- 市は男女共同参画を率先して推進するとともに、企業や団体などにおける方針決定の場に女性登用を促進するための情報の提供や啓発を行い、あらゆる分野における女性参画の必要性についての理解を促進していきます。

成果指標（KGI）

No	指標	現状 令和6年	目標 令和11年
6	市政に女性の意見が反映されていると思う人の割合※	24.9%	27.6%

※「十分に反映されている」「まあまあ反映されている」の合計値

柱II ジェンダーギャップの解消

基本目標2

あらゆる人が対等に参画する機会の確保

施策の方向性

(7) 地域における男女共同参画の推進

地域社会においては、女性が役員に就くことが当たり前のこととなるよう、その環境づくりや仕組みづくりなど、地域の自主的な取組に対する支援や、様々な分野での女性リーダーの人材育成を進めています。

現状と課題

- 地域活動を活性化していくためには、女性をはじめとした多様な立場の人々の意見を取り入れた運営をしていくことが望まれます。
- 全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分發揮しながら、職場・家庭・地域等のあらゆる場で活躍できる環境づくりが課題となっています。

成果指標（KGI）

No	指標	現状 令和6年	目標 令和11年
7	地域（自治会・PTA等）において男性が優遇されていると思う人の割合*	47.1%	45.6%

*「男性が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計値

柱II ジェンダーギャップの解消

基本目標2

あらゆる人が対等に参画する機会の確保

施策の方向性

(8) 女性の視点・多様性への配慮を取り入れた防災体制の実施

近年、災害が度々発生することで防災分野の重要性が増してきています。これまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないなど避難所での生活環境や支援体制などに課題が生じました。

女性の視点や性の多様性への配慮、さらには性被害の防止等、男女共同参画の視点からの対策が求められています。

そのためには、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を充実させていきます。

現状と課題

- 防災施策における女性の視点や性の多様性への配慮、性被害の防止等、男女共同参画の視点からの対策に、危機管理部門と男女共同参画部門が連携し、取り組んでいくことが重要です。
- 市民意識調査では、災害に強い地域をつくるために重要なことについて、「災害時に、性別や年齢、妊娠婦、障害の有無などに応じた配慮ができるよう、あらかじめマニュアルなどで対応を決めておく」の回答が最も多く、また年代別では、39歳以下の若い世代においては「女性や乳幼児などが必要とする物資を、地域でも備蓄しておく」が最も多い結果となっています。
- 今後は、男女共同参画の視点を実践的に取り入れていくための重要な場である女性防災講座、及び避難所運営連絡会において男女共同参画の必要性などの理解促進を進める必要があります。

成果指標（KGI）

No	指標	現状 令和6年	目標 令和11年
8	災害に強い地域をつくるために重要なことで 「女性や乳幼児などが必要とする物資を、地域でも備蓄しておく」と回答した人の割合	54.2%	55.6%

柱II ジェンダーギャップの解消

基本目標3

ジェンダー平等の視点にたった ワーク・ライフ・バランスの実現

施策の方向性

(9) 男性の家事・育児・介護への共同参画の促進

男女が共に家事や育児等に関わることができる環境づくりに向け、育児休業等の利用促進や長時間労働の見直し、柔軟な働き方の導入などを推進します。

現状と課題

- 近年のライフスタイルの多様化により、共働き世帯や高齢者世帯の増加などにより家庭や地域の姿に変化が見られる中、時代の変化に対応し安心して心豊かに暮らせる家庭や地域を形成するには、固定的な性別役割分担意識をなくすとともに男女が共に仕事と家庭生活との両立を図りながら、家庭で支え合うことが重要です。
- 家庭における男女共同参画を進めていくためには、長時間労働を前提とした男性中心型の働き方を見直すとともに、男性が家事等を自らのことと捉え、互いに責任を分かち合いながら、双方が協力して家事・育児・介護等に向き合い参画し、男女が共にワーク・ライフ・バランスを見直し、心豊かな暮らしが実現できるよう促していく必要があります。

成果指標（KGI）

No	指標	現状 令和6年	目標 令和11年
9	女性が働きやすくない状況の原因で「男性よりも家事・育児・介護の負担が大きい中で働くこと」と回答した人の割合	80.1%	75.0%
10	男性が育児休業を取得しやすいと答えた人の割合※	44.3%	73.5%
11	男性が介護休業を取得しやすいと答えた人の割合※	34.9%	52.7%

※「取得しやすい」「やや取得しやすい」の合計値

柱II ジェンダー・ギャップの解消

基本目標3

ジェンダー平等の視点にたった ワーク・ライフ・バランスの実現

施策の方向性

(10) 働く場における女性活躍の促進

働く場において、男女が対等な立場で能力と個性を発揮し、共に社会の担い手となることができる、公平で活力ある社会の実現を目指します。

現状と課題

- これまでの男女共同参画施策は、市民意識への働きかけとして啓発や講座を中心でしたが、男女共同参画の理念は浸透してきている一方で、現実の平等感には男女差が残っています。働いている人ほど性別役割分担には同意しない傾向があり、職場環境が個人の意識に大きく影響しています。
- 多様な人材が働ける職場づくりが事業所の経営課題として認識されつつあり、男女平等を達成するためには、育児休暇等の取得しやすさや、男性の子育て・介護参加など、現実的な課題への対応が求められています。

成果指標（KGI）

No	指標	現状 令和6年	目標 令和11年
12	職場において男女の地位が平等と思う人の割合	26.1%	34.7%
13	女性が働きやすいと答えた人の割合 ^{※1}	39.2%	47.0%

※1 「たいへん働きやすいと思う」「ある程度働きやすいと思う」の合計値

柱III 安全・安心なくらしの実現

基本目標1

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

施策の方向性

(11) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の加害者・被害者を生み出さないために、DVや各種ハラスメント防止の啓発に関する情報を提供します。また、相談窓口の周知と支援体制の充実を図ります。

現状と課題

- DVは問題が表面化しにくく、深刻化のおそれがあります。市民意識調査において、「仕がないと思い、何もできなかつた」が30.0%、「怖くて何もできなかつた」が23.8%、「世間体や、今後の不利益を考えると何もできなかつた」が11.3%となっています。相談機関の周知やDV防止のための意識啓発が求められます。
- DV等の被害者の多くは女性であり、その背景として固定的な性別役割分担意識に起因する男女の上下関係のほか、男女の社会的地位、経済力の格差などの現代社会の構造的问题があると考えられています。

成果指標（KGI）

No	指標	現状 令和6年	目標 令和11年
14	DVを受けたことがある人の割合	9.9%	4.8%
15	セクシャル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	10.5%	6.4%

柱III 安全・安心なくらしの実現

基本目標2

あらゆる人の生涯にわたる心身の健康の実現

施策の方向性

(12) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに基づく健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持つことができるよう、性差について理解を深める学習機会の提供や健康状態に応じた自己管理が行えるよう相談体制の充実を図ります。

現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するためには、それぞれの心身の特性を十分に理解し、互いを尊重し合うことが大切です。
- 妊娠・出産は、女性の健康にとっての大きな節目であり、望まない妊娠や性感染症を防ぐためにも、男女共に「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」についての理解を促す必要があります。
- ライフステージを通じて男女共に働き続け、その能力を発揮するためにも、それぞれの健康課題について正しく理解し、的確な保健・医療を受けることができるよう、生涯を通じた健康支援を行っていく必要があります。

成果指標（KGI）

No	指標	現状 令和6年	目標 令和11年
16	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の言葉の認知度※	14.2%	21.0%

※「よく知っている」「少し知っている」「言葉だけ知っている」の合計値

柱III 安全・安心なくらしの実現

基本目標3

生活に困難を抱える人への支援

施策の方向性

(13) 生活に困難を抱える人への支援

困難な問題を抱える女性を擁護するとともに、女性であることに起因して日常生活及び社会生活において困難な状態に陥りやすい女性が、安心して暮らせる環境を整えるための支援をします。

現状と課題

- 困難を抱える女性に関する相談窓口の受付件数は増加傾向にあります。
- 困難な問題を抱える女性に関して、その背景には、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見といった構造的な問題があります。
- 本市では、困難を抱える女性に対する総合的な相談窓口を設置するとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた周知活動や、DV被害者等の安全確保・一時保護、自立支援等に取り組んでいます。
- 女性が抱える問題は、性的な被害、DV被害、精神的問題、生活困窮等、多様化、複合化、複雑化していることから、カウンセリング等による精神面の支援をはじめとする心理的・医療的側面からの専門的な支援が必要です。
- ひとり親家庭、海外にルーツをもつ人、障害の状況などに加え、女性であることにより複合的な困難を抱える場合も多く、一人ひとりの状況に応じた適切な支援につなげることが必要です。
- 困難な問題を抱える人は、困難な状態が自己の責任と感じ、必要な支援につながりにくい傾向にあります。そのため、支援につながりやすい機関の周知及び早期発見のための関係機関の連携などの体制づくりが課題となっています。

成果指標（KGI）

No	指標	現状 令和6年	目標 令和11年
17	女性が困難な状況から回復するために重要なことで「安心できる居場所」と回答した人の割合	73.4%	80.7%

成果指標（KGI）

No	指標	現状 令和6年	目標 令和11年
1	「男女共同参画」の言葉・考え方の認知度	77.9%	83.5%
2	学校生活の場で、男女平等と思う人の割合（中学生）	-	70.0%
3	「性的マイノリティ（またはL G B T Q +）」の考え方の認知	57.4%	78.4%
4	男女共同参画に関する多言語版の情報発信回数	2回／年	3回／年
5	「男は仕事、女は家庭」との男女の固定的な役割分担に同感しない人の割合	49.0%	51.4%
6	市政に女性の意見が反映されていると思う人の割合	24.9%	27.6%
7	地域（自治会・P T A等）において男性が優遇されていると思う人の割合	47.1%	45.6%
8	災害に強い地域をつくるために重要なことで 「女性や乳幼児などが必要とする物資を、地域でも 備蓄しておく」と回答した人の割合	54.2%	55.6%
9	女性が働きやくない状況の原因で 「男性よりも家事・育児・介護の負担が大きい中で 働くこと」と回答した人の割合	80.1%	75.0%
10	男性が育児休業を取得しやすいと答えた人の割合	44.3%	73.5%
11	男性が介護休業を取得しやすいと答えた人の割合	34.9%	52.7%
12	職場において男女の地位が平等と思う人の割合	26.1%	34.7%
13	女性が働きやすいと答えた人の割合	39.2%	47.0%
14	D Vを受けたことがある人の割合	9.9%	4.8%
15	セクシャル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	10.5%	6.4%
16	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の言葉の認知度	14.2%	21.0%
17	女性が困難な状況から回復するために重要なことで 「安心できる居場所」と回答した人の割合	73.4%	80.7%

第4章 計画の推進

第4章 計画の推進

1. 計画を推進する体制の整備

(1) 庁内における推進体制

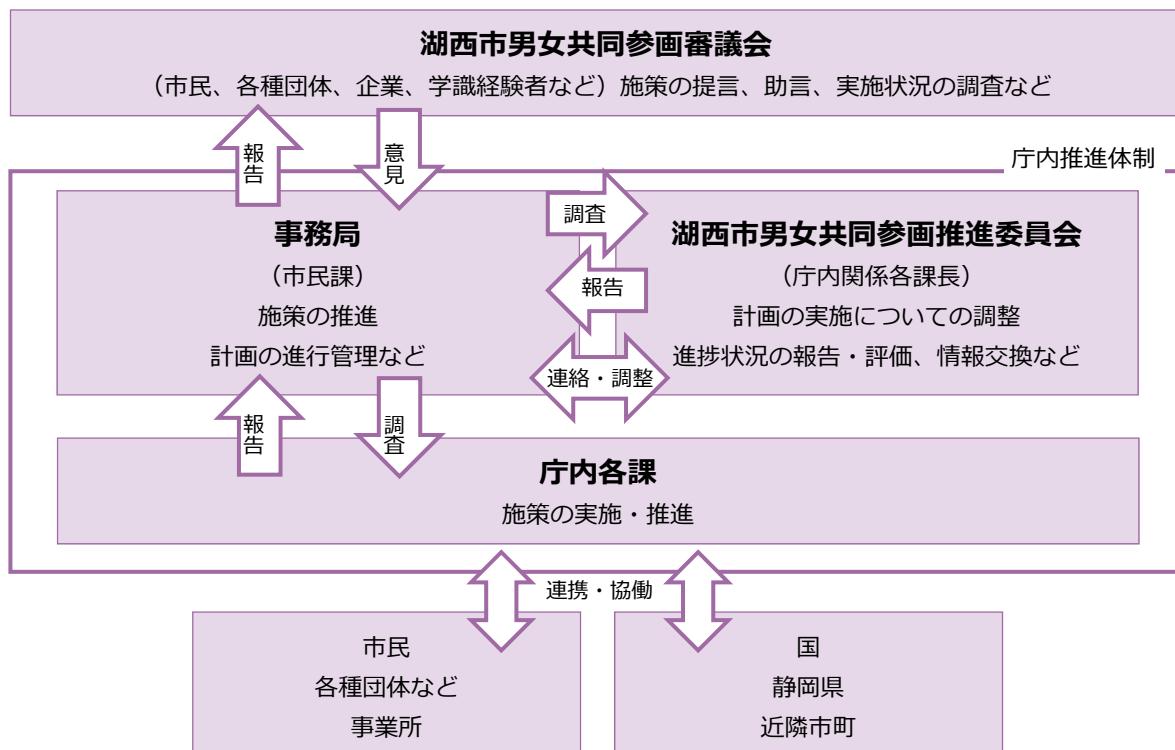
男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進するために、庁内各課は、男女共同参画に関する施策を、連携して総合的に推進します。また、庁内関係各課長で構成される湖西市男女共同参画推進委員会を設置し、計画実施についての調整、進捗状況の報告・評価などを行います。また、研修などを通じて、男女共同参画の視点を持った職員を養成します。

(2) 市民参画による推進

市民の意見を施策に反映させるために、市民・各種団体・企業・学識経験者などで構成される「湖西市男女共同参画審議会」を設置し、施策の提言、助言などを行える場を設置します。

(3) 国と県との連携及び協力

市単独では解決できない問題に際しては、国や県、さらには近隣市町と連携を行い、計画を推進します。



2. 計画の進捗状況の点検及び情報公開

毎年計画の進捗状況を評価・点検し、進捗状況を報告していきます。

第5章 參考資料

第5章 参考資料

1. 関連法令・計画

関連法令・計画	解説
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野の取組を総合的かつ計画的に推進するために制定された法律。5つの基本理念と、地方公共団体、国民の責務等について規定している。
第5次男女共同参画基本計画 (R 2.10～R 7)	男女共同参画社会基本法に基づき策定された国の計画。「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4点を強調した視点で策定されている。
静岡県男女共同参画推進条例	県における男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層確実なものとするため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、県の基本的施策を示すとともに、県、県民、民間の団体の責務を明らかにしている。
第3次静岡県男女共同参画基本計画 (R 3～R 7)	静岡県男女共同参画推進条例に基づき策定された計画。静岡県における男女共同参画社会実現に向けて基本的な静岡県の取組の方向を示している。
育児・介護休業法	正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。労働者が申し出をすることによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。令和6年5月の改正で育児支援の拡充や介護離職の防止に関する内容が加えられた。
次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって時代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。地方公共団体や事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。
女子差別撤廃条約	正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という。昭和54年第34回国連総会で130か国の賛成を得て採択され、我が国は昭和60年に批准した。あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等を達成するために必要な措置を定めている。

関連法令・計画	解説
D V防止法	正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」という。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。令和5年の改正により、保護命令発令対象の拡大や違反時の罰則が厳罰化された。
男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。雇用の分野で性別による差別を禁止し、均等な機会と待遇を確保することを目的とする。
性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	令和5年6月に施行された、性的マイノリティの生きづらさを解消するため国民の理解を深めることを目的とする法律。性的指向・ジェンダー・アイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないという認識の下、国や自治体が普及啓発や相談体制の整備に努め、共生社会の実現を目指す。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	令和6年4月に施行。従来の売春防止法に基づく枠組みを脱却し、DV、性被害、生活困窮、孤立など、女性が抱える多様で複合的な困難に対応するために制定された。女性の福祉増進と自立を目的とし、行政だけでなく民間団体とも協働し、切れ目のない包括的な支援体制を整備することを定めている。
ワーク・ライフ・バランス憲章	国の政労使トップで合意されたもので、国民的な取組の大きな方向性を示すもの。いま何故仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割をわかりやすく示している。
湖西市男女共同参画推進条例	一人一人が大切にされ、“自分らしくあること”ができる「男女共同参画社会」の実現を目指している。男女共同参画社会の形成に関する取組を、より総合的にかつ計画的に推進するための指針として制定された条例。男性が直面している課題への取組に配慮していること、性同一性障害を持つ人その他多様な性を持つ人の人権についても配慮していること、「防災における促進」「多文化共生における促進」を基本的施策に示していることが特徴である。

関連法令・計画	解説
第6次 湖西市総合計画 第2期 湖西市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (R 3～R 15)	誰もが「住みたい・住み続けたい」と思えるまちづくりの指針となる湖西市の最上位計画。人口減少克服と地方創生を重点テーマとし、まち・ひと・しごと創生法に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の役割も兼ねている。

2. 男女共同参画に関する用語の解説

関連法令・計画	解説
一般事業主行動計画	事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備のほか、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などの取組を具体的に盛り込んだもの。次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員101人以上の事業主は一般事業主行動計画を策定し、県労働局に届け出ることが義務付けられている。
L G B T Q +	女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、男女問わず両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）、クエスチョニング（Questioning）/クイア（Queer）、プラス（+）の各単語の頭文字を組み合わせた表現で、性的マイノリティの総称の一つ。
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるここと。
性的マイノリティ（性的少数者）	性的指向や性自認が多数派と異なる人々のこと。
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	職場・学校・地域活動等において、本人の意に反した攻撃的で屈辱的な性的言動や勧誘により、仕事などをしていく上で、一定の不利益を受けたり、環境が悪化したりすること。
S O G I	性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）のこと。
男女共同参画社会づくり宣言事業所	従業員の子育てや介護、個性と能力の発揮、仕事と生活の調和の推進などの男女共同参画の取組を宣言し、静岡県へ登録した事業所のこと。
デートDV	恋人同士間で起こる暴力のこと。身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力（デートの費用を払わせる、お金を借りたままにするなど）、社会的暴力（メールや電話の履歴をチェックする、友人関係を制限するなど）を受けること。

関連法令・計画	解説
ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者や恋人などの親しい関係にある人から、身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げ付けるなど）、性的暴力（性行為を強要するなど）、精神的暴力（無視する、罵る、ばかにするなど）、経済的暴力（働かせない、お金を使わせないなど）、社会的暴力（人間関係や行動を制限する、監視するなど）を受けること。
パートナーシップ制度	お互いを人生のパートナーとして生活を共にするか、これから共にすることを約束した同性（性自認が同じである場合を含む。）の二人が自治体に対して宣誓する制度。平成27年に東京都渋谷区と世田谷区で始まった。制度の内容は自治体によって異なる。 静岡県では令和5年3月から「静岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始した。
パタニティ・ハラスメント	育児休業取得や、育児参画目的の短時間勤務、フレックス勤務などを活用することを希望する男性社員に対して行われる、嫌がらせ行為のこと。
マタニティ・ハラスメント	職場において、妊娠・出産をきっかけに女性社員に対して行われる精神的・肉体的な嫌がらせ行為のこと。妊娠・出産を理由とした解雇や自主退職の強要、雇い止め、育児休業を認めない、妊娠しないことを雇用の条件にするなども含まれる。
モラル・ハラスメント	自覚の有無にかかわらず、身体的な暴力だけでなく、態度や言葉などによって行われる精神的な嫌がらせ・迷惑行為のこと。
ライフステージ	人間の一生を幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に段階区分したもの。
性と生殖に関する健康・権利 (リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)	生殖システム、機能や活動過程の全ての面において完全に良好な状態であり、安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもの人数や子どもを持つ時期を決める自由がある状態と権利のこと。平成6年にカイロで開かれた国際人口開発会議において合意された。
ワーク・ライフ・バランス	やりがいのある仕事と充実した生活（子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習などあらゆる活動が含まれる。）を両立させながら、個人の能力を最大限発揮できるように支援する考え方や施策のこと。仕事優先から仕事と生活のバランスが取れた働き方や生き方への展開が求められるようになってきている。

3. 計画策定の経緯

(1) 男女共同参画審議会

開催日	回	内容
令和7年7月4日（金）	1回	計画の方向性、体系図、意識調査結果
令和7年10月17日（金）	2回	計画案の審議、アクションプラン案の審議

(2) 男女共同参画推進委員会（庁内）

開催日	回	内容
令和7年5月20日（月）	1回	計画の方向性、体系図、意識調査結果

(3) 市民意識調査・パブリックコメント

開催日	内容
令和6年11月5日（火）～ 令和6年11月25日（月）	市民意識調査の実施 調査対象：湖西市在住の18歳以上の男女 調査方法：郵送配布、郵送またはWEB回収 有効回収：806件（40.3%） 事業所調査の実施 調査対象：湖西市内の事業所 調査方法：郵送配布、郵送またはWEB回収 有効回収：171件（34.2%）
令和8年●月●日（●）～ 令和8年●月●日（●）	パブリックコメントの実施

4. 委員名簿

第5次湖西市男女共同参画推進計画

令和8年3月

発行：静岡県湖西市

編集：市民安全部市民課

〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地

T E L 053-576-1213